公明党から、平成二十四年五月十七日に、基準日（平成二十四年一月一日）前において同党の所属国会議員遠藤乙彦の住所が「栃木県宇都宮市野沢町三六三―一」から「栃木県宇都宮市江野町一一―一五」に異動した旨届出があった。

公明党から、訂正の届出があったので、平成二十二年総務省告示第八十七号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）、平成二十三年総務省告示第百十号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）及び平成二十四年総務省告示第七十九号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の同党のうち㈦所属国会議員中「栃木県宇都宮市野沢町三六三―一」を「栃木県宇都宮市江野町一一―一五」に改め、平成二十二年総務省告示第三百九十四号（政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の同党のうち㈦所属国会議員中「栃木県宇都宮市野沢町三六三―一」を「栃木県宇都宮市江野町一一―一五」に改める。

○総務省告示第二百六十一号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、併せて同条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、訂正の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第七十九号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十四年七月十日　総務大臣　川端　達夫

公明党から、平成二十四年五月十七日に、基準日（平成二十四年一月一日）前において同党の所属国会議員菊地とし子（竹谷とし子）の住所が「東京都千代田区一番町二〇―一〇」から「東京都千代田区三番町二四―二」に異動した旨届出があった。

公明党から、訂正の届出があったので、平成二十四年総務省告示第七十九号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の同党のうち㈦所属国会議員中「東京都千代田区一番町二〇―一〇」を「東京都千代田区三番町二四―二」に改める。

○総務省告示第二百六十二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九十条第二項の規定に基づき、登録認定機関として登録した財団法人電気通信端末機器審査協会から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年七月十日　総務大臣　川端　達夫

一　変更後の代表者の氏名

清水　博

二　変更年月日

平成二十四年七月一日

○法務省告示第二百七十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月十日　法務大臣　滝　実

第二号イの表に次のように加える。

テックビルド株式会社	東京都港区港南二丁目十二番二十六号	とび
日栄インテック株式会社	東京都荒川区西尾久七丁目五十七番八号	溶接、塗装
株式会社豊電子工業	愛知県刈谷市一ツ木町五丁目十二番地九	仕上げ
株式会社神鋼環境ソリューション	兵庫県神戸市中央区脇浜町一丁目四番七十八号	グラスライニング

○法務省告示第二百七十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月十日　法務大臣　滝　実

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社上島造船所	広島県豊田郡大崎上島町東野千五百七十一番地	溶接

○法務省告示第二百七十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月十日　法務大臣　滝　実

第二号ロの表に次のように加える。

池田化成工業株式会社	大阪府岸和田市野田町三丁目六番三十号	強化プラスチック成形
山陰コンクリート株式会社	兵庫県養父市八鹿町八鹿千八百八十一番地一	鉄筋施工

○法務省告示第二百七十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月十日　法務大臣　滝　実

第二号ロの表に次のように加える。

植竹和彦	栃木県鹿沼市上永野四百十九	耕種農業

○厚生労働省告示第四百二十九号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１Ａ第二款に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十四年七月十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

品種又は品目	名称	申請者
わた	除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタＧＨＢ119系統	バイエルクロップサイエンス株式会社